

議案第 6 1 号

## 協同労働の協同組合に関する法整備を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出します。

平成 2 1 年 3 月 1 8 日

提出者 産業水道委員長 児 玉 将 男

## 協同労働の協同組合に関する法整備を求める意見書

協同労働の協同組合は、働く人が資金を出し合い全員参加の経営で仕事を行う組織であり、社会貢献を目的としたNPO法人やボランティア団体などの非営利団体と同様、地域の問題をみずから解決し住みやすい社会を実現するために活動しています。

また、少子高齢化による社会保障制度の疲弊と労働環境の変化がワーキングプアなどの貧困層を生み出し大きな社会問題となる中、働くことを通じてのコミュニティの再生化、福祉サービス・子育て・地場産業など、さまざまな分野での仕事起こしによる地域の活性化、就労機会の創出等を実現する活動は、問題解決の有効な手段として注目を集めています。

しかし、協同労働の協同組合は法的な根拠を持たないため、「法人としての契約ができない」「社会的認知と信用が得られない」「社会保障制度の負担が働く個人にかかる」などの問題を抱えており、十分な活動ができない状況にあります。

欧米では、既にワーカーズコープやワーカーズコレクティブといった労働者協同組合についての法制化が進んでおり、日本においても、協同労働の協同組合の法制化に向けた超党派の国会議員連盟が立ち上がるなど、早急な法整備を求める動きが日々強まっています。

よって、国におかれては、協同労働の協同組合に関する法律を速やかに制定するよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年3月18日

上田市議会議長 丸山正明